

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
農業分野の J-クレジット創出推進支援事業実施要領

制 定 5 環 巴 第 号
令和〇年〇月〇日
大臣官房環境バイオマス政策課長通知

第 1 目的

農業分野の J-クレジット創出推進支援事業交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇環巴第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の農業分野の J-クレジット創出推進支援事業は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄の大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が別に定める者は、都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体及びこれらで構成されるコンソーシアム・協議会のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 8 の別記様式第 1 号別添 1 に記載の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式を併せて環境バイオマス政策課長に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表 2 の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（補助対象経費）

謝金、事務局員手当、調査員手当、アルバイト賃料、役務費、旅費、印刷製本費、通信・運搬費、借上費、会場借料、資料購入費、消耗品費、委託費（コンサルタント雇用費等）、備品費（温室効果ガスの測定機器の購入に必要な経費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 支援の要件

本補助金の支援対象となる要件は次のとおりとする。

- (1) 第6に掲げる採択基準を満たしていること。
- (2) 事業実施計画中の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを環境バイオマス政策課長に提出すること。

第6 採択基準

交付等要綱第5の環境バイオマス政策課長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。なお、これらは下記に掲げる観点等から確認することとする。
 - ・ J-クレジット制度におけるプロジェクトの登録申請又はクレジットの認証申請を目指す場合は、本事業の実施期間においてこれに至る見込みがあること
 - ・ 温室効果ガス排出削減・吸収効果を理論的に裏付ける根拠としての査読付き学術論文の発表やそれに向けた各種実証・データ取得等を実施する場合は、将来的にJ-クレジット制度における農業分野の方法論策定又は改定に至る見込みがあること
- (2) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、交付等要綱第8第2項の規定に基づき、別記様式第1号別添1により事業実施計画を作成し、農林水産大臣（以下「大臣」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業実施計画の変更（交付等要綱別表2の重要な変更の欄に掲げる変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付等要綱第14の別記様式第3号の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画書の（8）の備考欄に記載し、かつ資料を添付することにより大臣の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第19の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施状況等に係る報告書を作成し、大臣に提出するものとする。

第9 報告又は指導

環境バイオマス政策課長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。